北関東防衛局達第25号

改正 平成27年北関東防衛局達第 7号

北関東防衛局の業務改善提案に関する達を次のように定める。 平成23年 4月 1日

北関東防衛局長 鈴木 良之

北関東防衛局の業務改善提案に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、業務改善に関するガイドラインについて (通達) (防官企第3472号。22.3.25) の実施に 関し、北関東防衛局における業務の効率化・合理化に資する ため、職員等からの業務改善提案に必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- 第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 課等 北関東防衛局の部に置かれる課及びこれに準ず

るもの並びに地方防衛事務所及び出張所をいう。

(2) 業務改善提案 業務の効率化・合理化を図るため、職員が単独又は共同で提出した提案をいう。

(提案審査委員会)

- 第3条 業務改善提案の内容を審査し、採用の可否(以下「採 否」という。)を決定するため、北関東防衛局に提案審査委 員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、総務課長、会計課長、契約課長、地方調整課長、 調達計画課長、業務課長及び装備企画課長をもって充てる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以 外の者を委員に指名することができる。
- 6 委員会の庶務は、総務課において処理する。(提案の提出)
- 第4条 業務改善提案をしようとする職員又は課等は、別記第 1号様式による業務改善提案書(以下「提案書」という。) を作成し、総務課長に提出するものとする。ただし、専ら個 人の誹謗・中傷等に係ると認められるものは、業務改善提案 とはみなさない。

(受理)

第5条 総務課長は、提案書を受理したときは、当該提案書を 提出した職員又は課等(以下「提案者」という。)に別記第 2号様式によりその旨を通知する。ただし、提案書の内容が 明らかに業務改善提案と認めがたいものについては、その理 由を付して提案者に返送することができる。この場合におい て、総務課長は総務部長の了承を受けるものとする。

(審査)

- 第6条 総務課長は、受理した提案書について、その内容に係る業務を所掌する課等の長(以下「担当課長」という。)と協議の上、別記第3号様式によりその採否に係る意見書を作成し、当該提案書とともに委員会の審査に付するものとする。この場合において、総務課長が必要があると認めたときは、提案者の氏名等を伏せることができる。
- 2 前項の規定により提案を受けた委員会は、改善の効果(費用対効果を含む。)、普及の意義や必要性及び応用範囲等を総合的に審査し、別記第4号様式により採否の決定を行う。
- 3 委員会は、審査の結果採用とされた業務改善提案のうち、 優秀と認めるものを優良提案に指定するものとする。

(報告)

- 第7条 委員会は、採用とされた業務改善提案及び優良提案の 指定については、局長に報告するものとする。
- 2 局長は、前項の報告を受けたときは、委員会に対し必要に 応じ所要の指示を行う。

(提案実施の勧告等)

- 第8条 委員会は、採用とされた業務改善提案について、担当 課長に対し、速やかに実施するよう勧告する。
- 2 委員会は、採用とされた業務改善提案及び優良提案の指定 について、利用拡大を図り業務改善意欲を向上させるため、 その内容を全職員に周知するものとする。

(審査結果の通知)

- 第9条 総務課長は、提案書の採否が決定されたときは、別記 第5号様式による審査結果通知書により、提案者にその結果 を通知する。
- 2 前項において、提案者に不採用の旨を通知するときは、その理由を明らかにした上、提案者の業務改善意欲を損なわないよう留意するものとする。

(表彰)

第10条 局長は、毎年度、優良提案のうち特に優秀と認めた 業務改善提案については、北関東防衛局における表彰等に関 する達(平成19年北関東防衛局達第19号)に基づき、表彰を行うものとする。

(雑則)

第11条 この達に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

附則

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日北関東防衛局達第7号) この達は、平成27年10月1日から施行する。

業務改善提案書

年 月 日

項目	内	容
提案者	所属: 職名: 氏名:	
提案件名		
現状及び改善すべ き問題点		
改善提案の内容		
改善の効果		
その他		

関防総総第 号

. .

提案者 殿

総務部総務課長

業務改善提案書の受理について(通知)

貴殿が提出した に関する 年 月 日付けの業務改善提案書を受理 したので通知します。

採否に係る意見書

年 月 日)

(担当課:

項目 容 内 提案の概要 改善の効果 (費用対効果を含む) 必要性、応用範囲等 採用・不採用 が適当と考える。 総合意見

採 否 決 定 書

年 月 日 提案審査委員会

項目	内	容
提案の概要		
改善の効果 (費用対効果を含む)		
必要性、応用範囲等		
審 査 結 果	採用・不採用	
理由		

関防総総第 号

. .

提案者 殿

総務部総務課長

審査結果通知書

貴殿が提出した に関する 年 月 日付けの業務改善提案書は、 提案審査委員会により下記のとおり決定されたので通知します。

記

審査結果	採用(不採用)
理由	